第３章

豊かな心を育み人が輝くまち

第１節　生涯学習の推進
　１　生涯学習
　２　市民文化活動
　３　文化財の保護・継承
　４　図書館
　５　青少年健全育成・家庭教育
　６　スポーツ

第２節
　１　学校教育
　２　特別支援教育

１　生涯学習

現状と課題

・精神的な豊かさへの志向が高まり、市民の生涯学習に対するニーズは多様化、高度化しています。また、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる社会を築いていくために、生涯学習の果たす役割は重要性を増しています。
・本市では、2003 年（平成 15 年）に生涯学習基本構想・基本計画を策定し、市民が主体的に学習を進め、豊かで生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯学習に関する施策を総合的に推進してきました。
・市民意向調査によると、現在何らかの生涯学習活動に取り組んでいる市民は約~~2 割~~25%、「現在行っていないが今後行いたい」と考えている市民が約~~6 割~~ 60%で、市民の生涯学習活動意欲は高い状況にあります。
・しかし、その目的は「自分のための学習」にとどまっており、生涯学習の最終的な目標といわれている「自己実現・社会貢献」への発展的展開が課題となっています。市民の自主的な活動を支援しつつ、「自己実現・社会貢献」のためのスキルアップ※を含む幅広い生涯学習機会の提供に努めなければなりません。
・生涯学習センターは、2010 年（平成 22 年）１月に開設してから５年が経過し、生涯学習センター運営協議会を設置し、評価を行いながら指定管理者制度のもと安定した管理運営が行われています。利用件数・利用者数は増加傾向であり、生涯学習活動の拠点施設としての役割を果たしています。
・一方、生涯学習サークルの活発な活動により、生涯学習センターの施設の利用率が上がっており、一部の部屋や時間帯によっては一般利用者が利用しづらい状況も見受けられます。そのような状況も踏まえ、既存の公共施設の有効活用が課題となっています。
・~~そのためにも、生涯学習センターがより多くの市民の生涯学習の活動拠点となるよう、適切な運営・管理を図る必要があります。~~
・文化協会を中心とした市民の自主的なサークルなど団体間の相互交流・連携を促進するとともに、定年退職者などが、知識や経験を地域で生かす機会の提供と、そこから活動をつなげ、広げていくための相談・支援の場づくりが必要です。

施策がめざす将来の姿

●市民一人ひとりが、それぞれのライフステージ※に応じた多様な学習活動を行い、自らの人生を豊かに送っています。
●市民が生涯学習で得た知識や技能等を生かして、地域活動を展開しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008年度 (平成20年度)	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
生涯学習に取り組む市民の割合	20.8%	25.0%	25.0%	30.0%
生涯学習の場やメニューの内容・数に満足している市民の割合	77.2%	82.5%	80.0%	85.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
生涯学習	(1) 生涯学習の充実	①生涯学習の普及・啓発及び情報提供の充実	31111
		②市民ニーズに応じた生涯学習の充実	31112
		③相談体制・コーディネート機能の充実	31113
	(2) 生涯学習推進体制の充実		31120
	(3) 自主的な生涯学習のサポート体制の充実	①自主的なサークル・団体の育成・支援	31131
		②生涯学習を支える地域人材の充実と活用	31132
		③社会参加の促進	31133

施策の内容

（１）生涯学習の充実

①生涯学習の普及・啓発及び情報提供の充実

市民の生涯学習に対する興味・関心を高めるため、ライフステージに合わせた趣味や教養、スキルアップなどの学びや社会を支える学習活動の必要性・重要性のＰＲに努めます。また、だれもが生涯学習に取り組む機会を得られるよう、近隣市町の大学や生涯学習関連施設との連携を図り、生涯学習に関する情報の集約と広報紙やホームページによるわかりやすい情報提供に努めます。

②市民ニーズに応じた生涯学習の充実

多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズの把握に努め、市民による自主企画講座や高校・大学などと連携した講座、既存の公共施設を有効活用した身近な場での講座の実施など、講座内容・学習機会の充実を図ります。

③相談体制・コーディネート機能の充実

市民の学習相談から講座の紹介、社会参加までを一貫して支援するために、生涯学習に関する相談・コーディネート窓口としての機能強化とともに、~~生涯学習コーディネーター※の育成や~~社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を図る等、生涯学習活動意欲の高い市民を支援する体制の~~生涯学習に関する相談・コーディネート機能の~~充実を図ります。

【主要事業】

◆生涯学習講座

◆大学連携講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
生涯学習講座受講者数	2,077 人	2,770 人	2,200 人	~~2,400 人~~ 2,800 人

（２）生涯学習推進体制の充実

市民ニーズに対応した生涯学習施策を推進し、かつ生涯学習に取り組みやすい環境づくりを行うため、生涯学習センター指定管理者※をパートナーとして、高等教育機関や生涯学習活動団体との連携の強化を図ります。また、生涯学習センターの事業計画や管理について検討し評価する、市民参加による生涯学習センター運営協議会において~~会議を設け~~、指定管理の適正な評価に努めます。

【主要事業】

◆生涯学習センター運営・管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
生涯学習センター利用件数	（1 月～3 月） 1,499 件	7,931 件	7,100 件	~~7,750 件~~ 8,000 件
~~生涯学習推進協議会の設置~~ 生涯学習センター運営協議会の設置	－	設置	設置	－

（３）自主的な生涯学習のサポート体制の充実

①自主的なサークル・団体の育成・支援

市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な

運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。

②生涯学習を支える地域人材の充実と活用

自らの知識・技能・経験を地域で生かしたいと考えている市民を把握し、団体への紹介に努めるとともに、講座やコンサートの企画運営への参加など、生涯学習サポーターとして市民が活躍できる仕組みを検討します。

③社会参加の促進

生涯学習講座などで得た知識や技能等を地域づくり等の活動に生かせるよう、社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携して、市内で活動する団体についての情報を提供するなど、市民の社会参加への支援に努めます。

【主要事業】

◆生涯学習サークル・社会教育関係団体支援事業
◆市民自主講座支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
市民自主講座数	21 講座	11 講座	23 講座	25 講座
生涯学習サークル・社会教育関係団体数	132 団体	130 団体	135 団体	140 団体

関連する計画・条例

■岩倉市生涯学習基本構想・基本計画（平成 15 年３月策定）

２ 市民文化活動

現状と課題

・市民が質の高い文化・芸術を鑑賞し、また自ら表現し、あるいは文化・芸術活動をサポートしていくことで、人と人とが結びつき、心豊かな市民文化が形成されていきます。
・本市では、文化協会加盟団体をはじめとする様々な団体や個人の活動として、多様な文化活動が展開されています。これらの文化活動は、プロフェッショナルとアマチュアがともに関与しながら、総合体育文化センターや市役所の市民ギャラリー等公共施設などを発表の場として展開されており、多くの市民が文化･芸術に親しんでいます。
・また、2010 年（平成 22 年）１月に~~オープン~~開設した生涯学習センターは、生涯学習の拠点であると同時に、市民文化の発表や交流の場として市民が主体的に活用し、市民文化を創造していく拠点となって~~いくことも期待されて~~います。
・文化協会など文化活動団体は、高齢化や団体の減少が進んでおり、また、社会全体の価値観が多様化していることから既存の団体・組織のみでは市民の幅広いニーズへの対応が難しくなっていることから、新規団体の加入促進などによる活性化が必要となっています。
・本市では、これまでは市民の自主的な文化活動を財政面も含め支援してきました。今後は、市民がリードしながら文化・芸術の振興を図っていくために、市民が主体的にイベントの企画などに関わる機会をつくることが必要です。
・「音楽のあるまちづくり」はセントラル愛知交響楽団との連携の中で ~~2020~~25 年の蓄積があり、ポップスコンサート、市役所ロビーコンサートなどが市民の間で定着しています。ジュニアオーケストラなど青少年育成とも関連した音楽文化振興は、本市の大きな特色となっており、今後とも、市民・音楽家・行政の協働により進めていく必要があります。
・本市がこれまで取り組んできた「音楽のあるまちづくり」をはじめ、様々な文化振興施策の現状や市民参加・公共施設のあり方などを検討し、さらに質の高い文化都市としてのあるべき姿や方向性を描くことが求められています。

施策がめざす将来の姿

●生涯学習センターなどの身近な場で、文化・芸術活動が活発に行われ、市民団体や市民が様々なつながりを生かしながら、自主的な活動を発展させています。
●市民の多くが、音楽をはじめとする多様な文化・芸術に気軽に親しみ、住むことを誇りに思えるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
文化・芸術の振興や市民文化活動が活発に行われていると思う市民の割合	82.8%	82.5%	84.0%	85.0%
市民文化祭出品者数	3,510 人（H21）	3,473 人（H26）	3,750 人	4,000 人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
市民文化活動	(1) 文化・芸術活動の支援	①市民の文化・芸術活動への支援	31211
		②文化・芸術活動の発表機会の充実	31212
		③文化協会等への活動支援	31213
	(2) 文化・芸術にふれる機会の充実		31220
	(3) 文化振興の推進	①文化振興ビジョンの策定 【「教育振興基本計画の策定」の再掲】	~~31231~~ 32115
		②音楽のあるまちづくりの推進	31232

施策の内容

（１）文化・芸術活動の支援

①市民の文化・芸術活動への支援

市民の文化・芸術活動を活性化するための運営・財政両面の支援を継続し、団体の育成と自主的な活動の活性化に努めます。また、文化・芸術団体間の交流を進め、新たな文化振興が図られるよう努めます。

②文化・芸術活動の発表機会の充実

文化・芸術活動をしている人たちの発表機会を拡大するため、市民の主体性を引き出しながら、市民文化祭、市民音楽祭の企画運営の充実と、市の行事や公共施設等を活用した発表機会の拡充に努めます。

③文化協会等への活動支援

文化協会が今後とも市民の手による文化活動推進の担い手となるよう、活動の活性

化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。

【主要事業】
◆まちづくり文化振興事業助成事業
◆市民文化祭・市民音楽祭

【目標指標】

単位施策の成果指標名	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
文化協会加入者数	794 人	592 人	900 人	~~1,000 人~~ 650 人
市民音楽祭来場者数	200 人	594 人	350 人	~~420 人~~ 750 人

（２）文化・芸術にふれる機会の充実

市民の文化・芸術意識の高揚を図るため、身近な施設で質の高い鑑賞・観覧機会を設ける等、市民が優れた文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。また、各種コンサート情報や市内外の文化・芸術行事などの情報提供を幅広く行います。

【主要事業】
◆文化講演会
◆市民芸術劇場

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
文化講演会来場者数	347 人（H20）	207 人	400 人（H28）	500 人
市民芸術劇場来場者数	489 人	340 人(H25)	500 人	500 人（H31）

（３）文化振興の推進

①文化振興ビジョンの策定

~~文化振興に関する市民協働の実態や助成制度、市民団体の育成、公共施設のあり方、専門家との連携などの経緯と現状について、総合的に評価と見直しを行い、本市の文化振興施策の将来のあり方を示す文化振興ビジョンの策定をめざします。~~

「教育振興基本計画の策定」の再掲

②音楽のあるまちづくりの推進

魅力あふれる豊かな市民生活を実現するため、音楽に関わる活動を通じた人のつなが

りを形成し、市民・音楽家・行政の協働による、音楽のあるまちづくりを推進します。また、セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップの維持・発展に努めます。

【主要事業】

◆~~文化振興ビジョン策定~~　教育振興基本計画策定
◆音楽文化普及事業
◆ジュニアオーケストラ運営事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
ポップスコンサート来場者数	407 人	302 人	420 人	420 人
ジュニアオーケストラ定期演奏会来場者数	420 人	237 人	420 人	420 人

関連する計画・条例

■岩倉市生涯学習基本構想・基本計画（平成 15 年３月策定）

３　文化財の保護・継承

現状と課題

・地域において継承されてきた文化財は、地域固有の歴史と風土をそこに住む人に体感させる市民共通の財産であり、その保護と次代への継承は本市全体の責務です。
・本市では、文化財の調査を実施し、文化財の発掘、保護、指定に努めてきました。県指定史跡である大地遺跡に本市が整備した史跡公園は、弥生時代の住居も復元されるなど、縄文時代から続くこの地域の歴史・風土に市民が親しむ場所となっています。
・現在、市と県が指定する文化財は市内に 1~~8~~9 件ありますが、まだ埋もれたままになっている貴重な文化財が存在していると考えられるため、さらに調査を行い、保存・保護を図り、特に重要なものについては指定文化財としていく必要があります。
・寄贈を受けた古民具を図書館にある郷土資料室に集め、市民の協力を得て、修復・保管・展示等を行っていますが、収蔵スペースや保管・管理体制、展示方法について十分とはいえません。
・文化財の保護・継承の取組を進めるにあたっては、専門家の協力や市民の理解・協力を得るとともに、専門性を有する職員の配置や、収蔵・展示を行う施設の整備などが必要です。
・山車は 1991 年（平成３年）に復活を願う市民の気運が高まり復元しました。市内の３台の山車には、からくり人形とお囃子（はやし）が伝えられ、巡行行事の規模と有形・無形双方を含む広がりにおいて、本市を特徴付ける市民共通の財産として定着してきています。2008 年（平成 20 年）に設立された「岩倉市山車保存会」と協力しながら保護・継承していく必要があります。
・山車は復元より 20 年以上が経過し、主要な構造部分にも傷みが生じてきているため、山車巡行の継承のためには、今後、大規模な修繕が必要となります。また、岩倉市山車保存会の会員の高齢化も進んでおり、会員の増加も必要です。

施策がめざす将来の姿

●貴重な文化財が守られ、後世に受け継がれています。
●市民が地域固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として、このまちに愛着を感じ、誇りを持っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008 年度（平成 20 年度）	2013 年度（平成 25 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）

遺跡・文化財の保護・活用に満足している市民の割合	83.7%	83.5%	85.0%	86.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
文化財の保護・継承	(1) 遺跡・文化財の保護・継承	①遺跡・文化財の発掘と保護・継承	31311
		②専門的な職員の配置	31312
		③収蔵品の整理と展示の充実	31313
		④文化財に関する講座と資料の充実	31314
	(2) 文化財保護の担い手づくり	①文化財保護リーダーの確保	31321
		②歴史・文化財ガイドの育成・活用	31322
		③地域学習の推進	31323
	(3) 山車巡行の継承と情報発信		31330

施策の内容

（１）遺跡・文化財の保護・継承

①遺跡・文化財の発掘と保護・継承

専門家や市民の協力を得ながら、文化財の調査や開発に伴う発掘の立会いなどにより、文化財の実態を把握し、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護・継承に努めます。

②専門的な職員の配置

主要遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財を適切に保護・管理するため、専門性を有する職員の配置に努めます。

③収蔵品の整理と展示の充実

専門家や市民の協力を得ながら、郷土資料室等の収蔵品の整理分類や有形・無形文化財のデータベース※化を計画的に進めます。また、市民が地域の文化財に親しむ環境を整えるため、既存施設を活用したり、データベース化した文化財をインターネットで公開したり~~博物館の開設を検討~~するなど、展示の充実を図ります。

④文化財に関する講座と資料の充実

市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を

高められるよう、講座の開催やパンフレット等の資料作成に努めます。

【主要事業】
◆文化財データベース化事業
◆文化財展示・ＰＲ事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
指定文化財件数	17 件	19 件	19 件	21 件
文化財･収蔵品データベース化進捗状況	－	30.0%	50.0%	95.0%

（２）文化財保護の担い手づくり

①文化財保護リーダーの確保

文化財の適切な保護・継承を推進するため、専門的な知識と見識を持った指導者の確保に努めます。

②歴史・文化財ガイドの育成・活用

地域の歴史や文化財などを広く市民に伝えていくため、地域の歴史・文化財に関する学習機会を増やし専門知識を持つ人材を育成するとともに、歴史・文化財ガイドとして活躍できる環境を整えます。

③地域学習の推進

市民の郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるために、文化協会などの市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座の充実、子どもたちへの地域学習の推進などに取り組みます。

【主要事業】
◆歴史・文化財ガイド養成講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
歴史・文化財ガイド養成講座受講者数	－	8 人	40 人	50 人
歴史・文化財ガイド登録者数	－	－	20 人	~~40 人~~ 20 人

（３）山車巡行の継承と情報発信

岩倉市山車保存会と連携し、山車、からくり人形、お囃子（はやし）の保護と山車巡行の継承を推進します。山車巡行の継承のため、山車の計画的な修繕に必要な支援を行います。また、山車に関する映像をホームページや岩倉駅前など人の集まる場所で流すなど、山車情報の発信に努めます。

【主要事業】

◆山車展示・巡行事業
◆山車映像情報制作事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2010 年度（平成 22 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
岩倉の山車を知っている市民の割合	94.5%	93.4%	95.0%	95.0%

関連する計画・条例

■岩倉市生涯学習基本構想・基本計画（平成 15 年３月策定）
■岩倉市文化財保護条例

４ 図書館

現状と課題

・図書館は、地域の情報の拠点として重要な役割を担っています。図書、雑誌、新聞、視聴覚資料等が集積され、日々の生活や仕事、レクリエーション等に必要な様々な情報を得ることができる場として、市民の「知ること」「学ぶこと」へのニーズに応えています。
・これまで資料の貸出しを運営方針の中心としながら、インターネットによる蔵書検索・貸出予約や県･他市町村の図書館との相互利用など、利便性の向上を図ってきました。
・学校図書館とのネットワーク化により市内小中学校と図書館の相互の蔵書~~検索~~データの共有ができるようにするなど、事務の効率化や図書資料の有効活用にも取り組んでいます。
・2009 年度（平成 21 年度）には、閲覧室と学習室を新設し、利用者のニーズに合わせた施設整備にも対応してきました。
・今後は、滞在型利用※や課題解決型のレファレンスサービス※の利用の増加が見込まれることからその対応が求められています。
・市民の多様なニーズや活動に対応できるように、幅広い分野にわたる質の高い図書・資料の収集をはじめ、インターネットによるデータベース※への接続サービスにより、子育てや医療、福祉、ビジネス等の日常的・専門的な分野の情報収集や調査研究にも対応できる図書館づくりが必要です。
・読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力をつけていく上で欠くことができないものであるため、子どもの読書活動を総合的に推進していく必要があります。
・現在、市民ボランティアが行っているお話し会やブックスタート※、人形劇フェスティバル、大型紙芝居の作成などへの支援及び育成を強化し、子どもの読書活動へのきっかけづくりとなる活動などを、さらに充実していくことが必要です。
・今後、地域の課題に対応したサービス、幅広い世代や障害者・外国人に対応したサービスの充実が必要です。
・近年の電子書籍※の浸透に対応して、既存の紙媒体資料に限らない電子書籍サービスについても検討が必要です。

施策がめざす将来の姿

●知りたい情報や資料が得られる図書館になっており、子どもから大人までだれもが、気軽に読書に親しんでいます。
●市民ボランティア等による本に親しむ活動や創造的な文化活動が図書館で活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
蔵書数やサービスに満足している市民の割合	74.4%	68.5%	77.0%	80.0%
市民１人当たりの貸出数	5.79 点 (H21)	5.54 点(H26)	6.00 点	6.30 点

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
図書館	(1) 図書館サービスの充実	①図書館資料の充実	31411
		②利用しやすい図書館づくりの推進	31412
		③図書館の相互利用の促進	31413
	(2) ボランティアの育成と活動促進		31420
	(3) 子ども読書活動の推進		31430

施策の内容

（１）図書館サービスの充実

①図書館資料の充実

幼児から高齢者まで各世代のニーズに応じた図書や、音訳図書※など障害者が利用しやすい図書、外国語図書、視聴覚資料などの多様な図書の充実を図ります。また、新たな媒体による図書サービスの研究を進めるとともに、子育てや医療、福祉、ビジネス等それぞれの分野で支援できる情報をインターネットで収集でき、各種データベースの利用が可能な環境の充実を図ります。

②利用しやすい図書館づくりの推進

調査・研究のための資料探しや読書相談に対応するレファレンスサービス機能を充実させるため、専門員や図書館職員の相談・支援能力の向上を図るとともに、資料検索のできる機器を拡充し、利用しやすい図書館づくりを推進します。

③図書館の相互利用の促進

市内小中学校と図書館の連携を強化し、蔵書データの一括管理を活用した小中学校と図書館間の図書の相互利用の促進を図ります。また、県・他市町村の図書館との図書の相互利用についてのＰＲを積極的に行います。

【主要事業】

◆図書館電子情報システム維持管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
市民１人当たりの蔵書数	3.6 冊	3.6 冊	3.6 冊	3.6 冊
貸出延べ人数	63,616 人	58,678 人	64,000 人	64,500 人

（２）ボランティアの育成と活動促進

図書館サービスの向上のため、お話し会、ブックスタート、視覚障害者用音訳図書の作成、来館できない市民のための宅配サービス、書架整理、環境美化など図書館運営をサポートする市民ボランティアの育成とその活動支援に努めます。

【主要事業】

◆お話し会

◆ブックスタート

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
お話し会の週当たり開催回数	2 回	2.75 回	3 回	4 回
図書館ボランティアの人数	12 人	13 人	14 人	16 人

（３）子ども読書活動の推進

子どもの読書活動のきっかけづくりのため、保育園・幼稚園、児童館、子育て支援センター、小中学校と市民ボランティアとが連携し、幼児向けブックリストの作成やお話し会、ブックスタートを充実します。

【主要事業】

子ども読書活動推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 （平成 21 年度）	2014 年度 （平成 26 年度）	2015 年度 （平成 27 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
児童向け図書の貸出数（絵本・紙芝居を含む）	85,913 点	89,976 点	90,000 点	96,000 点

関連する計画・条例

■岩倉市生涯学習基本構想・基本計画（平成 15 年３月策定）

■岩倉市子ども読書活動推進計画（平成 ~~23~~28 年度～平成 ~~27~~32 年度）

5　青少年健全育成・家庭教育

現状と課題

・今日多くの青少年が、スポーツ、芸術、ボランティアなど様々な分野において活躍していますが、一部には学習意欲の低下、規範意識の希薄化、非行の増加、そして、ニート※、ひきこもりに象徴される社会的自立の遅れなど憂慮すべき状況が見られます。
・また、家庭や地域社会においても、教育力の低下、親の過保護あるいは放任、図書やインターネット上の有害情報の氾濫（はんらん）など、青少年を取り巻く環境が悪化しています。特に、スマートフォンの普及により、ＳＮＳ※の利用を通じて犯罪やトラブルに巻き込まれることが後を絶たないことからも、社会情勢の変化に対応した支援が求められています。
・2009 年（平成 21 年）４月に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律※が、2010 年（平成 22 年）４月には子ども・若者育成支援推進法※が施行されるなど、青少年に関わる行政は、大きな転換期を迎えています。
・そのような中で、青少年の問題行動を未然に防ぐ地域の環境をつくるため、青少年問題協議会・同専門委員会等、様々な協議の場を通して、家庭・学校・地域が連携して子どもや子育て家庭を見守り、支援する体制を整備することが求められています。
・一方で、青少年が気軽に集い、自由な発想で表現活動を行ったり、仲間と交流できたりする場の創出についても検討が必要です。
・本市では、2009 年（平成 21 年）１月、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言する子ども条例を定めました。~~今後は、この条例が市民に理解され、より実効性を持つことが課題となっています。~~この条例を実効性のあるものとするため、2013 年度（平成 25 年度）には、子ども行動計画を策定しました。今後は、行動計画の施策を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

●青少年一人ひとりが社会を構成する重要な「主体」として尊重されています。
●家庭・学校・地域の中で、青少年がそれぞれの役割を担い、豊かな人間性と社会性を身につけて成長しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2009年度 (平成21年度)	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (平成32年度)
自分の将来に夢や希望を持っている中学生の割合	77.0%	66.0%	80.0%	85.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
青少年健全育成・家庭教育	(1) 青少年の社会参加の促進	①青少年の社会参加活動機会の創出	31511
		②青少年の社会参加・交流拠点の整備	31512
		③青少年団体への支援	31513
	(2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進		31520
	(3) 地域・家庭の教育力の向上		31530
	(4) 子ども条例の推進	①子ども条例の啓発	31541
		②子どもに関わる行動計画の推進 【「子育て・子育ち支援」の再掲】	12231

施策の内容

（１）青少年の社会参加の促進

①青少年の社会参加活動機会の創出

青少年の豊かな人間性を育むため、イベント運営等に青少年ボランティアを募集するなど、青少年が社会活動に参加できる機会の創出に努めます。

②青少年の社会参加・交流拠点の整備

既存の公共施設等を活用して、青少年が気軽に集い、話し合い、活動し、発表・交流する場づくりに努めます。

③青少年団体への支援

青少年が成長に合わせて自ら加入したい団体を選び自発的に活動できるよう、各種の青少年団体と連携し、個々の団体の活動実態や団体加入方法の紹介に努めます。また、団体への助成制度や登録制度によりその活動を支援します。

【主要事業】

◆青少年ボランティア参加・支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2013 年度（平成 25 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合	75.0%	73.0%	80.0%	85.0%

（２）非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進

学校、地域、青少年問題協議会専門委員会等の関係機関と連携して、青少年の犯罪や薬物乱用等の非行防止やインターネットトラブルなどの犯罪に青少年が巻き込まれないため~~の~~に、スマートフォンやＳＮＳの適正な利用など社会情勢の変化に応じた啓発やパトロール活動、相談窓口のＰＲなど、非行のない健全な地域環境づくりを推進します。

【主要事業】

◆青少年健全育成啓発事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
青少年健全育成啓発事業に参加した中学生の人数	60 人	60 人	75 人	90 人

（３）地域・家庭の教育力の向上

親が子どもの成長と向き合い、親として自立し、親力（おやぢから）を高めるため、講座や体験学習などの機会を広げるとともに、地域住民と親子との交流機会を創出し、地域ぐるみで子育ち・親育ちを推進します。

【主要事業】

◆子育ち親育ち推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 （平成 21 年度）	2014 年度 （平成 26 年度）	2015 年度 （平成 27 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
子育ち・親育ち講座受講者数	2,000 人	3,458 人	2,200 人	~~2,500 人~~ 3,500 人
あいさつをするなど地域の子どもたちとふれあう機会がある市民の割合	42.9%（H22）	40.9%	46.0%	50.0%

（４）子ども条例の推進

①子ども条例の啓発

子ども条例の趣旨・内容について市民等の理解を深め、実行へ移していくために、学校での「子どもの権利を考える週間」※の授業や市の行事等を通じて市民への周知に努めていきます。

②子どもに関わる行動計画の推進

「子育て・子育ち支援」の再掲

【主要事業】

◆子ども条例啓発事業

◆子ども~~条例~~行動計画~~策定~~推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2010 年度 （平成 22 年度）	2014 年度 （平成 26 年度）	2015 年度 （平成 27 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
子ども条例の認知度	20.1%	21.9%	40.0%	60.0%

関連する計画・条例

■~~岩倉市次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）~~

■岩倉市子ども条例

■岩倉市子ども行動計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

６ スポーツ

現状と課題

・スポーツは、体を動かすことにより、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病※の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものです。
・また、急激な高齢社会に向かう中、生涯を通して健康的で明るく、充実した生活を送ることが、市民の幸せにとどまらず、活力あふれる社会を形成することになります。
・本市では、「一市民一スポーツ」を合言葉に、総合体育文化センターを中心に、子どもから高齢者まで各年代層を対象としたスポーツ教室や市民体育祭、武道大会、市民スポーツ大会など様々な大会を開催し、参加機会の拡大を図ってきました。
・これらのスポーツの普及と振興には、~~体育指導委員~~スポーツ推進委員や市民の自主的スポーツ団体で組織する体育協会の存在が不可欠であり、市と緊密な連携をとりながら種目別スポーツ教室や大会を積極的に開催するなど、本市におけるスポーツ振興に体育協会は大きく貢献しています。
・2008 年度（平成 20 年度）には、多種目・多世代・多志向を目標に、「いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむ」ことができるように、総合型地域スポーツクラブ※として岩倉北スポーツクラブ（現岩倉スポーツクラブ）が発足し、交流会・各種スポーツ教室などの開催を通して、地域住民の交流と生涯スポーツの普及に寄与しています。
・市民一人ひとりが健康で活力に満ちた生活を送るためにも、それぞれのライフスタイル※に合うスポーツの普及・振興は、一層大切なものとなっています。
・中でも、スポーツに初めて取り組む人でも参加しやすいスポーツ種目の普及と指導者の確保は、スポーツ振興には欠かせないものとなっています。
・2014 年度（平成 26 年度）より総合体育文化センターに指定管理者制度※を導入し、民間活力を利用した施設管理や各種スポーツ教室の企画運営を行っています。
・また、今後、新たなスポーツ施設の確保が困難な中、学校体育施設等の開放を進めるなど、スポーツを行う場を確保していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

●一市民が一スポーツを楽しみ、身近な場所で気軽にスポーツに参加できるまちになっています。
●日常的に体を動かすことで、生涯を通して、健康で生活しています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008 年度 (平成 20 年度)	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
スポーツの参加機会や振興に満足している市民の割合	79.9%	77.3%	82.0%	85.0%
月に１～３回以上スポーツを行う市民の割合	33.0%	41.9%	35.0%	~~40.0%~~ 42.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
スポーツ	(1) スポーツの普及と振興		31610
	(2) 指導者・団体の育成と充実	①スポーツ指導者の養成・確保	31621
		②スポーツ団体の育成	31622
	(3) 既存施設の充実と有効活用	①スポーツ施設の機能充実	31631
		②学校体育施設の有効活用	31632

施策の内容

（１）スポーツの普及と振興

生涯を通した健康増進と青少年の健全育成などを図るため、「一市民一スポーツ」を合言葉に、参加しやすいスポーツ教室・イベントの開催や市民のライフスタイルに合ったスポーツを身近な場所で生涯続けることができる環境づくりなどスポーツの普及と振興に努めます。

【主要事業】

◆スポーツ教室
◆スポーツ振興事業
◆教育振興基本計画策定

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
スポーツ教室参加者数	298 人	355 人	350 人	400 人
スポーツ振興事業開催数	13 回	16 回	15 回	18 回

（２）指導者・団体の育成と充実

①スポーツ指導者の養成・確保

多様化するスポーツ需要に対応するため、~~体育指導委員~~スポーツ推進委員や、初心者が取り組みやすいニュースポーツ※などの指導者の養成と確保に努めます。また、安全に安心して運動に取り組めるように、相談・指導などができる専門スタッフの確保に努めます。

②スポーツ団体の育成

本市のスポーツの普及・振興に寄与している体育協会・スポーツレクリエーション協会、スポーツを通して青少年の健全育成をめざすスポーツ少年団への支援に努めます。また、子どもから高齢者までが気軽に参加でき、世代間交流のできる活動を展開する総合型地域スポーツクラブを支援します。

【主要事業】

◆スポーツ指導者養成事業
◆総合型地域スポーツクラブ育成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
スポーツ指導者有資格者数	－	11 人	－	~~10 人~~ 20 人
総合型地域スポーツクラブのスポーツ教室・交流会開催回数	88 回	114 回	150 回	358 回

（３）既存施設の充実と有効活用

①スポーツ施設の機能充実

多様化・増大化するスポーツ需要に対応するため、総合体育文化センターの指定管理者制度により、施設の維持管理の向上や年間を通した各種スポーツ教室の企画運営に努めます。~~をはじめとした~~その他のスポーツ施設~~や設備~~についてもの計画的な維持管理~~と~~を進め、既存施設の有効利用に努めます。また、施設のバリアフリー※化に取り組み、障害のある人がスポーツに参加できる環境を整えます。

②学校体育施設の有効活用

市民が身近な地域で気軽にスポーツ活動ができるよう、引き続き小中学校等のグラウンドや体育施設を開放します。

【主要事業】

◆スポーツ施設維持管理事業
◆学校運動場夜間照明施設管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 （平成 21 年度）	2014 年度 （平成 26 年度）	2015 年度 （平成 27 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
総合体育文化センター利用者数	264,605 人	380,456 人	300,000 人	~~350,000 人~~ 410,000 人
学校運動場夜間照明施設利用者数	3,233 人	5,376 人	4,000 人	~~5,000 人~~ 6,500 人

関連する計画・条例

■岩倉市生涯学習基本構想・基本計画（平成 15 年３月策定）

１　学校教育

現状と課題

・~~2008 年（平成 20 年）３月に学習指導要領が改訂され、子どもの「生きる力」を育むため、言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育などが充実され、2009 年度（平成 21 年度）から新しい内容を一部先行して実施しています。~~

・本市では、独自の教育プランを策定し、「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、「いきる」、「結ぶ」~~や~~、「連携」、「力」に視点をおき、地域の実情や児童生徒の実態に応じた教育活動を実践しています。

・また、本市がめざすべき教育のあり方を示すとともに、学校教育をはじめ生涯学習や文化、スポーツを含めた総合的な教育ビジョンとして教育振興基本計画の策定が求められています。

・教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせて、本市では、2015 年度（平成 27 年度）から新教育委員会制度をスタートさせるとともに総合教育会議を設置しました。

・家庭・学校・地域における子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもを狙った凶悪犯罪が増加しており、子どもが安心して健全に成長するための環境づくりが急務となっています。また、児童虐待、いじめや不登校などの問題が深刻化していることから、早期発見・早期解決を図ることができる生徒指導体制の充実が不可欠になっています。

・老朽化が進む学校施設においては、主要構造部の耐震化が完了しましたが、引き続き、~~耐震化事業と合わせて~~計画的な~~に環境への配慮や情報化等に対応した~~施設改修~~を進める必要があります~~が急務となっています。また、整備にあたっては、学校の適正規模・適正配置が図れるよう~~児童生徒の分布状況を的確に把握し、通学区域についても~~検討する必要があります。

・学校運営においては、教員などの力だけでなく、~~地域・~~家庭・地域の教育力を活用し、開かれた学校運営･家庭との交流連携をさらに進めていくことが必要となっています。

・児童生徒の安全を確保するためには、緊急メールの配信や~~「~~こども 110 番の家※~~」や~~、~~「~~ほっとパトロール~~」~~などの~~ように~~地域の協力を得ていくとともに、交通事情の変化に合わせた通学路の整備を進めなければなりません。

・心豊かなたくましい子どもを育てる観点から、本市では、特色ある~~私立幼稚園づくり~~幼児教育を促すために市内にある私立の幼稚園・認定こども園※に対する運営支援や、保護者の経済的負担の軽減に努めています。~~今後とも、私立幼稚園への就園機会拡大を図るため、支援に努めていく必要があります。~~

・幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、学校教育の始まりとして生きる力の基礎を育成する重要な役割を担っています。幼稚園教育の成果を小学校につなげるため、幼稚園・認定こども園と小学校との連携をより深める必要があります。

・本市では、安全でおいしい学校給食の提供を第一に、地産地消※や旬の食材等を取り入れ、栄養のバランスだけでなく児童生徒のし好にも配慮し、献立の多様化や給食内容の充実に努めてきました。今後は、食を通して豊かな心を育むための取組が求められています。

・学校給食センターは、施設全般の老朽化が進んでいることから、安全・安心で、魅力

のある学校給食を継続して提供していくために、施設の建替えを決定し、2016 年（平成 28 年）９月の稼動に向けて、事業を進めています。~~施設・~~設備については、今後も適切な維持管理~~の計画的な更新とともに、施設の運営方式も含めた建替え計画の検討が必要になってい~~が必要となります。

施策がめざす将来の姿

●幼児、児童生徒一人ひとりが、家庭・幼稚園・学校・地域の中で個性を尊重され、心豊かにたくましく育っています。

●教育環境が整い、幼児、児童生徒が安全で安心な幼稚園生活、学校生活を楽しんでいます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2008 年度（平成 20 年度）	2013 年度（平成 25 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合	75.8%	76.4%	80.0%	85.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
学校教育	(1) 教育内容の充実	①教育の質の向上	32111
		②特色ある教育の推進	32112
		③教員の指導力向上	32113
		④生徒指導等の充実	32114
		⑤教育振興基本計画の策定	32115
	(2) 安全・快適な教育環境の充実	①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	32121
		②情報化に対応した施設・設備の充実	32122
		③学校施設の再整備~~と通学区域の見直し~~	32123
	(3) 地域ぐるみによる学校教育の充実	①開かれた学校運営の推進	32131
		②家庭・地域との交流・連携活動の充実	32132

	(4) 幼児教育の充実	①特色ある~~幼稚園づくり~~幼児教育への支援	32141
		②保護者の経済的負担の軽減	32142
		③幼児教育関連機関との連携	32143
	(5) 学校給食	①安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	32151
		②学校における食育※の充実	32152
		③施設・設備等の計画的な更新	32153

施策の内容

（１）教育内容の充実

①教育の質の向上

個々に応じた指導を進めるため、少人数授業をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒に、きめ細やかに対応できる環境を充実し、基礎学力を定着させるとともに、子どもたちの学ぶ意欲の向上に努めます。

②特色ある教育の推進

~~環境教育や福祉教育、情報教育、外国語教育など多様な教育課題に対応するため、今後の本市における総合的な教育ビジョンとして教育振興基本計画を策定します。また、~~「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、学校の教育活動の方向性を明確にしていく教育プラン事業を推進し、学校ごとに特色のある教育を展開します。また、新教育委員会制度に基づく総合教育会議において、市長と教育委員会とで教育大綱策定に関する協議と教育関係施策等について協議・調整を図ります。

③教員の指導力向上

~~新教育課程による指導内容・方法の変化や~~教育の今日的な課題に対応し、教員としてのより豊かな人間性の形成や指導力・専門性を向上するため、経験・職能に応じた教員研修の充実に努めます。

④生徒指導等の充実

家庭・学校・地域が連携し、いじめ・不登校や問題行動等を早期に発見し的確に対応していくため、校内組織の機能性を高めるとともに、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置、適応指導教室などの教育相談の充実を図り、子どもや保護者が気軽に相談できる体制づくりを強化します。また、市のいじめに対する統一的な方針を示す、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題対策連絡協議会や附属機関等の組織整備を図ります。

⑤教育振興基本計画の策定

環境教育や福祉教育、情報教育、外国語教育など多様な教育課題に対応した学校教育のあり方を示すとともに、生涯学習、文化及びスポーツ分野などの課題への対応も含めた今後の総合的な教育ビジョンとして教育振興基本計画を策定します。

【主要事業】

◆第~~3~~4次教育プラン事業
◆臨時講師事業
◆子どもと親の相談員設置事業
◆教育振興基本計画策定

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度（平成21年度）	2014年度（平成26年度）	2015年度（平成27年度）	2020年度（平成32年度）
教育振興基本計画策定	―	未策定	策定	策定
子どもが学校生活を楽しんでいると思っている保護者の割合	94.2%	94.2%	96.0%	98.0%

（２）安全・快適な教育環境の充実

①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、~~耐震化をはじめ、~~学校施設の照明器具や窓など非構造部材の耐震化を進めるとともに、バリアフリー※化や緑化など、人や環境に配慮した学校施設の整備を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。また、地域の協力を得ながら校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、学校、警察など通学路関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保の取組方針を定める通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の整備を推進します。

②情報化に対応した施設・設備の充実

高度情報化社会に対応した情報活用能力や~~コンピュータなどのメディア活用能力、~~情報モラル※等の育成に努めるとともに、情報通信技術活用による校務の効率化を図るために、情報環境の更新などを計画的に進めます。

③学校施設の再整備~~と通学区域の見直し~~

近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて、基金設置などの検討を進めます。また、少子化に対応して学校規模の適正化を図るために、再整備にあたっては、国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づき、児童生徒数の推移を考慮しながら、児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえて~~通学区域の見直しについても~~検討を進めます。

【主要事業】

◆~~学校施設耐震化事業~~
◆歩道整備事業
◆小中学校コンピュータ維持管理事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
学校施設耐震化率	59.1%	100.0%	100.0%	100.0%

（３）地域ぐるみによる学校教育の充実

①開かれた学校運営の推進

開かれた学校運営による地域ぐるみの教育を進めるために、保護者や地域に対して積極的に情報を発信するとともに、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。また、学校が家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るために、学校評議員制度を充実します。

②家庭・地域との交流・連携活動の充実

家庭や地域、ＰＴＡとの交流・連携による学校教育の充実を図るため、地域の人材を活用した授業やクラブ活動、学校施設の美化活動等の地域ぐるみの学校ボランティア活動などを推進します。

【主要事業】
◆地域等人材活用事業
◆学校評議員制度事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
地域等人材活用件数	150 件	197 件	160 件	~~170~~　200 件
教育活動に参加した地域等人材の人数	352 人	494 人	370 人	~~390~~　500 人

（４）幼児教育の充実

①特色ある~~幼稚園づくり~~幼児教育への支援

心豊かなたくましい子どもを育てる特色ある~~幼稚園づくり~~幼児教育を促進するため、私立の幼稚園・認定こども園に対し、園具・教具などの設備品や施設の充実、職員研修、保健事業等に対する効果的な補助や運営支援を行います。

②保護者の経済的負担の軽減

就園機会の拡大を図るために、私立幼稚園就園奨励費補助等を継続実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

③幼児教育関連機関との連携

保護者の幼児教育・保育ニーズに適切かつ柔軟に対応できるようにするため、幼稚園と小学校とが連携し、幼児・児童の交流や教員の相互理解を促進するための合同研修等の充実に努めます。また、幼児教育や保育の充実と小学校への就学をより円滑に進めるために、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校による連絡会等を開催し、交流・連携を深めるとともに情報交換に努めます。

【主要事業】

◆私立幼稚園補助事業

◆私立幼稚園就園奨励費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
幼稚園児の定員に対する充足率	60.9%	56.5%	63.0%	65.0%

（５）学校給食

①安全でおいしい魅力ある学校給食の提供

児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食用物資の選定や施設等の衛生管理を徹底して、安全・安心な学校給食を提供します。また、地産地消を進めるとともに、セレクト給食※や旬の料理等多彩な献立、食物アレルギーへの対応など学校給食の充実を図ります。

②学校における食育の充実

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事、食事マナーの向上を図るために、栄養教諭※による児童生徒や保護者への食に関する指導を行い、学校給食を通した食育の推進に努めます。

③施設・設備等の計画的な更新

2016 年（平成 28 年）9 月の給食提供に向けて学校給食センターの建設を進めます。また、学校給食の提供を継続的かつ安定的に実施するため、学校給食センターの~~老朽化に対応し、機能的な作業環境の確保と衛生管理の徹底を図るため、施設の改善と~~調理~~機器類~~設備等の適切な維持管理~~計画的な更新~~に努めます。~~また、将来的な施設の建替えやコスト・安全を考慮した施設運営のあり方を検討するとともに、必要となる事業費に備えた基金設置などの取組を進めます。~~

【主要事業】

◆食に関する指導事業

◆新岩倉市立学校給食センター建設事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 （平成 21 年度）	2014 年度 （平成 26 年度）	2015 年度 （平成 27 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
小中学校での栄養教諭等による食の指導回数	93 回	76 回	105 回	~~115 回~~
県内産野菜の使用割合（重量ベース）	－	42.4%	－	45.0%
給食時間が楽しいと思う児童生徒の割合	94.0%	83.4%	96.0%	98.0%

関連する計画・条例

■岩倉市第~~3~~ 4 次教育プラン（平成 ~~22~~25 年度～平成 ~~24~~28 年度）
~~■岩倉市次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）~~
■岩倉市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
■岩倉市子ども行動計画（平成 25 年度～平成 29 年度）
■第２期岩倉市食育推進計画（平成 ~~22~~27 年度～平成 ~~26~~31 年度）
~~■学校施設耐震化年次計画（平成 20 年度～平成 23 年度）~~
■岩倉市耐震改修促進計画（平成 ~~20~~25 年度～平成 ~~27~~32 年度）
■新岩倉市立学校給食センター基本構想及び基本計画（平成 26 年度～平成 28 年度）
■岩倉市子ども条例

２ 特別支援教育

現状と課題

・特別な支援を必要とする児童生徒の社会的自立を確立するため、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室※による指導の充実が求められています。
・~~近年は、~~また、障害の重度・重複化、学習障害（ＬＤ）※、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）※等発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実することが求められています。
・自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を軽減または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。
・2009 年度（平成 21 年度）からは、発達障害（ＡＤＨＤ、アスペルガー症候群※）のある児童生徒で個別に指導及び支援が必要な場合には、担任を補助する特別支援教育支援員を~~派遣~~配置しています。
・本市では、吃（きつ）音や構音障害、言語発達遅延などの症状がある児童を対象に正しく話せるように指導訓練をする「ことばの教室」を通級指導教室として設置しています。さらに、2012 年度（平成 24 年度）からは、岩倉北小学校で発達障害児を対象とした通級指導教室「すずらん教室」を設置しました。
・2013 年度（平成 25 年度）に学校教育法施行令の一部が改正され、就学については、本人と保護者の意見を最大限に尊重し、本人と保護者、教育委員会、学校が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うとしたことから、その基盤整備や対応が求められています。
・また、~~就学指導委員会や~~各小中学校に特別支援教育校内委員会を設置し、障害のある子どもの就学相談や実態把握、支援方法の検討などを行~~っています。~~うとともに、2014 年度（平成 26 年度）に従来の就学指導委員会を教育支援委員会に改称し、より幅広く一貫した支援を行っています。
・通級指導教室においては、学校や家庭との連携を深めながら、~~言語~~指導を必要とする児童に対し、必要とされる適切な指導や援助をきめ細かく行う必要があります。
・通常の学級においても、発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒に、きめ細かな支援を行う必要があります。
・障害のある子どもとない子どもたちとの交流や共同学習を進めるとともに、だれもが同じように生活できる社会をめざすノーマライゼーション※の理解を深めていくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

● 障害のある子どもが、楽しく、生き生きと自立した学校生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度 (平成 21 年度)	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
特別支援学級数	12 学級	15 学級	14 学級	14 学級

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
特別支援教育	(1) 特別支援教育の充実	①個別指導の充実	32211
		②特別支援学級・通級指導教室の充実	32212
		③児童生徒のノーマライゼーションの理解促進	32213
	(2) 支援体制の充実	①教職員の専門性や指導力を高める体制づくり	32221
		②支援体制の確立	32222
		③進路指導・相談機能の充実	32223

施策の内容

（１）特別支援教育の充実

①個別指導の充実

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、児童生徒が持つ力をより高めるため、個別指導計画の作成などにより個別指導の充実を図ります。

②特別支援学級・通級指導教室の充実

特別支援学級において、教材などの充実や施設整備を進めるとともに、言語の発達に問題がある児童生徒に対する通級指導（ことばの教室）や発達障害のある児童に対する通級指導（すずらん教室）の充実を図ります。

③児童生徒のノーマライゼーションの理解促進

障害のある子どもの就学について、障害のない子どもや家族の理解が深まるよう、ノーマライゼーションの理解促進に努めるとともに、通常学級と特別支援学級との交流教育を推進します。

【主要事業】
◆特別支援教育支援員派遣事業
◆~~ことばの~~通級指導教室事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009 年度（平成 21 年度）	2014 年度（平成 26 年度）	2015 年度（平成 27 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
特別支援教育支援員数	8 人	13 人	14 人	21 人
ことばの教室で指導が終了して退級した児童の割合	65.4%	17.6%	66.0%	67.0%

（２）支援体制の充実

①教職員の専門性や指導力を高める体制づくり

特別支援教育支援員や教職員が特別支援教育についての理解を深め、発達障害等の児童生徒の困り感※を少しでも和らげることができるように、専門家（医師、研究者等）による事例検討会等を実施して専門性や指導力の向上に努めます。

②支援体制の確立

特別支援教育コーディネーターや学校支援ボランティアを配置し、関係機関との連絡・調整を行い、保護者からの相談に対応できるような支援体制の確立を図ります。

③進路指導・相談機能の充実

障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばす観点から、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、就学や就労等における進路指導の充実を図るとともに、障害のある子どもの保護者が就学前から相談できる機会の拡充を図ります。

【主要事業】
◆特別支援教育コーディネーター配置事業

関連する計画・条例

■岩倉市第~~3~~ 4 次教育プラン（平成 ~~22~~25 年度～平成 ~~24~~28 年度）
■岩倉市障害者計画（平成 ~~20~~25 年度～平成 ~~24~~29 年度）
~~■岩倉市次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）~~
■岩倉市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
■岩倉市子ども行動計画（平成 25 年度～平成 29 年度）
■岩倉市子ども条例